一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字越野尾字相見五九の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月二十四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県島田市阪本字沼伏原四九一九の二六
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月二十四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県本巣市根尾黒津字東倉見三七二の五
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月二十四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県山県市富永字滝ケ平一一二の八、一一八の五
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月二十四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県岐阜市大字洞字北山一一二六の二（国有林）、一一二六の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月二十四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県岐阜市大字洞字北山一一二六の二（国有林）、一一二六の一（次の図に示す部分に限る。）、七五六の一四七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七五六の一五一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月二十四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県中津川市手賀野字斧戸七四六の一二四・七四六の一三〇・七五六の一四七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七五六の一五一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月二十四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那市大井町字観音寺二六九五の七一〇（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月二十四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県大野郡白川村大字尾神字横通一八の三・大字御母衣字横平一五〇の五から一五〇の七まで・字コウ島三一六の二四・三一七の八（以上六筆国有林）、三一六の五〇、三一七の七、大字平瀬字水谷四八五の六・四八五の一三・四八五の二七・四八五の二八・字堀谷四八九の六・四八九の八・四八九の一一・四八九の一二・字織ケ瀬四九四の四・四九四の五・四九四の九から四九四の一一まで・大字保木脇字荒谷保木一の五・一の八・字前田六八の三二・六八の三九・字セトノ平一二三の六・一二三の一五から一二三の二二まで・一二三の二四から一二三の二九まで（以上三十二筆国有林）、一二三の一（次の図に示す部分に限る。）、一二三の一から一二三の一四まで、字若林一六五の一〇・一六五の一二・一六五の一三（以上三筆国有林）、一六五の二（次の図に示す部分に限る。）、一六五の七、一六五の一四、字乙上ノ平一六九の二〇・大字野谷字荒谷山一四九の六・一四九の九（以上三筆国有林）・一四九の一一（国有林。次の図に示す部分に限る。）・大字内ケ戸字仏峠三の四・三の五・七の六・七の八・七の九・七の一二・七の一五から七の一七まで・大字椿原字芦倉向一九一の一一・一九一の一三・一九一の一四・一九一の一六・一九一の一八から一九一の二一まで（以上十七筆国有林）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　指定理由の消滅

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県大野郡白川村大字保木脇字川通山二六一の六・二六一の七・二六二の六・二六二の一〇（以上四筆国有林）、二六二の一・二六二の三・二六二の九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月二十四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県土岐市土岐津町土岐口字西山一二九九の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月二十四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県大野郡白川村大字福島字瀬戸平五九の一七（国有林。次の図に示す部分に限る。）・五九の二三・五九の二四（以上二筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）